

鳥取県訓令第5号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、職員（雇用期間が16日未満の臨時的任用職員を除く。）の任免に係る発令の方法、発令の形式その他の発令に関する事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p>鳥取県職員に任命する</p> <p>（公益法人等への一般職の地方公務員の</p> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等</p> </td> </tr> </table>	<p>職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p>鳥取県職員に任命する</p> <p>（公益法人等への一般職の地方公務員の</p>	<p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、職員（雇用期間が16日未満の臨時的任用職員を除く。）の任免に係る発令の方法、発令の形式その他の発令に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p>(ア) 鳥取県……に任命する</p> <p>（公益法人等への一般職の地方公務員の</p> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>(ア) 事務吏員及び技術吏員の別とする。</p> <p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等</p> </td> </tr> </table>	<p>職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p>(ア) 鳥取県……に任命する</p> <p>（公益法人等への一般職の地方公務員の</p>	<p>(ア) 事務吏員及び技術吏員の別とする。</p> <p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等</p>
<p>職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p>鳥取県職員に任命する</p> <p>（公益法人等への一般職の地方公務員の</p>	<p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等</p>				
<p>職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p>(ア) 鳥取県……に任命する</p> <p>（公益法人等への一般職の地方公務員の</p>	<p>(ア) 事務吏員及び技術吏員の別とする。</p> <p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等</p>				

<p>派遣等に関する法律 第10条第1項の規定 による)</p>	<p>に関する法律(平成12 年法律第50号)第10条 第1項の規定により採 用する場合に限る。</p>	<p>派遣等に関する法律 第10条第1項の規定 による)</p>	<p>に関する法律(平成12 年法律第50号)第10条 第1項の規定により採 用する場合に限る。</p>
<p>……職……級に 決定する</p>	<p>任期付研究員の採用等 に関する条例(平成13 年鳥取県条例第4号) 第4条の規定により採 用される職員(以下「任 期付職員」という。) 及び任期付職員の採用 等に関する条例(平成 14年鳥取県条例第67号) 第2条第1項の規定に より採用される職員(以 下「特定任期付職員」 という。)を採用する 場合を除く。</p>	<p>……職……級に 決定する</p>	<p>任期付研究員の採用等 に関する条例(平成13 年鳥取県条例第4号) 第4条の規定により採 用される職員(以下「任 期付職員」という。) 及び任期付職員の採用 等に関する条例(平成 14年鳥取県条例第67号) 第2条第1項の規定に より採用される職員(以 下「特定任期付職員」 という。)を採用する 場合を除く。</p>
<p>……号給を給する</p>		<p>……号給を給する</p>	<p>枠外の場合には「特に ……円を給する」とす る。</p>
<p>……勤務を命ずる</p>	<p>所属部課所の長への採 用の場合を除く。</p>	<p>……勤務を命ずる</p>	<p>所属部課所の長への採 用の場合を除く。</p>
<p>(ア)</p>	<p>(ア) 職名とする。</p>	<p>(イ)</p>	<p>(イ) 職名とする。</p>
<p>……を命ずる</p>	<p>任期付研究員、地方公 務員の育児休業等に関 する法律(平成3年法 律第110号)第6条第1 項の規定により採用さ れる職員(同項第1号 に掲げる採用に係るも のに限る。以下「育児 休業任期付職員」とい う。) 特定任期付職員、 任期付職員の採用等 に関する条例第2条第2 項の規定により採用さ れる職員(以下「一般 任期付職員」とい う。)又は同条例第3 条若しくは第4条の規 定により採用される職 員(以下「任期付職員」 という。)を採用する</p>	<p>……を命ずる</p>	<p>任期付研究員、地方公 務員の育児休業等に関 する法律(平成3年法 律第110号)第6条第1 項の規定により採用さ れる職員(同項第1号 に掲げる採用に係るも のに限る。以下「育児 休業任期付職員」とい う。) 特定任期付職員、 任期付職員の採用等 に関する条例第2条第2 項の規定により採用さ れる職員(以下「一般 任期付職員」とい う。)又は同条例第3 条若しくは第4条の規 定により採用される職 員(以下「任期付職員」 という。)を採用する</p>
<p>任期は…年…月… 日までとする</p>		<p>任期は…年…月… 日までとする</p>	

<p>1 週間の勤務時間は …………とする</p> <p>2～4 略</p> <p>5 転任（任命権者を 異にする他の部局か ら転入させる場合） <u>鳥取県職員</u>に任命 する …………勤務を命ずる …………を命ずる</p> <p>6 略</p> <p>7 転職（昇任及び降 任以外の方法で異種 と認められる職を命 ずる場合）  …………を命ずる</p> <p>8 略</p> <p>9 兼職（現に有する 職を保有させたま ま、他の職を命ずる 場合）  …………を兼ねて命ず る</p> <p>10 略</p> <p>11 併任（任命権者を 異にする他の部局若 しくは他の団体に所 属する者をそのまま 職員として任用する 場合又は地方自治法 （昭和22年法律第67 号）第252条の17（<u>地 方独立行政法人法</u> （平成15年法律第</p>	<p>場合に限る。 任期付職員の採用等 に関する条例第4条の規 定により採用される職 員（以下「任期付短時 間勤務職員」という。 ）の1週間の勤務時間 を定める場合に限る。</p>	<p>1 週間の勤務時間は …………とする</p> <p>2～4 略</p> <p>5 転任（任命権者を 異にする他の部局か ら転入させる場合） <u>鳥取県…………</u>に任命 する …………勤務を命ずる …………を命ずる</p> <p>6 略</p> <p>7 転職（昇任及び降 任以外の方法で異種 と認められる<u>職員の 種類又は職</u>を命ずる 場合） <u>鳥取県…………</u>に任命 する …………を命ずる</p> <p>8 略</p> <p>9 兼職（現に有する 職を保有させたま ま、他の職を命ずる 場合） <u>鳥取県…………</u>に兼ね て任命する …………を兼ねて命ず る</p> <p>10 略</p> <p>11 併任（任命権者を 異にする他の部局若 しくは他の団体に所 属する者をそのまま 職員として任用する 場合又は地方自治法 （昭和22年法律第67 号）第252条の17の 規定により派遣を受 ける場合）</p>	<p>場合に限る。 任期付職員の採用等 に関する条例第4条の規 定により採用される職 員（以下「任期付短時 間勤務職員」という。 ）の1週間の勤務時間 を定める場合に限る。</p> <p><u>職員の種類を異動させ る場合に限る。</u></p> <p><u>職員の種類を兼ねさせ る場合に限る。</u></p>
--	--	---	--

118号)第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により派遣を受ける場合)  
鳥取県職員にあわせて任命する  
……勤務を命ずる  
……を命ずる

12 略

13 兼職解除、兼務解除、併任解除及び事務取扱解除(兼職兼務、併任及び事務取扱期間の満了前に事務取扱をそれぞれ解く場合)  
……の兼職を解く  
……兼務を解く  
鳥取県職員の併任を解く  
……事務取扱を解く

14~16 略

17 休職期間更新(休職の期間を更新する場合)  
休職の期間を……年……月……日まで更新する  
給与は職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第4条第2項の規定により支給しない

18~30 略

31 再任用(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用す

兼職解除の場合  
兼務解除の場合  
併任解除の場合  
事務取扱解除の場合

職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第12条の2第3号の規定により給与を支給されている者の休職の期間を1年を超えて更新する場合に限る。

鳥取県……にあわせて任命する  
……勤務を命ずる  
……を命ずる

12 略

13 兼職解除、兼務解除、併任解除及び事務取扱解除(兼職兼務、併任及び事務取扱期間の満了前に事務取扱をそれぞれ解く場合)  
……の兼職を解く  
……兼務を解く  
鳥取県……の併任を解く  
……事務取扱を解く

14~16 略

17 休職期間更新(休職の期間を更新する場合)  
休職の期間を……年……月……日まで更新する  
給与は職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第4条第2項の規定により支給しない。

18~30 略

31 再任用(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用す

兼職解除の場合  
兼務解除の場合  
併任解除の場合  
事務取扱解除の場合

職員の給与に関する条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号)第12条の2第3号の規定により給与を支給されている者の休職の期間を1年を超えて更新する場合に限る。

る場合)  
鳥取県職員に再任用  
する  
……職……級に  
決定する  
……勤務を命ずる  
  
……を命ずる  
任期は……年……  
…月……日までと  
する  
1週間の勤務時間は  
……時間とする

32～37 略

38 派遣（地方自治法  
第252条の17、地方  
独立行政法人法第91  
条第4項、外国の地方  
公共団体の機関等  
に派遣される職員の  
処遇等に関する条  
例（昭和63年鳥取県  
条例第3号。以下「海  
外派遣条例」とい  
う。）第2条第1項、  
公益法人等への職員  
の派遣等に関する条  
例（平成14年鳥取県  
条例第3号。以下「公  
益法人等派遣条例」  
という。）第2条第  
1項の規定により派  
遣する場合）  
  
地方自治法第252条  
の17の規定（地方独  
立行政法人法第91条  
第4項、外国の地方  
公共団体の機関等  
に派遣される職員の  
処遇等に関する条例第  
2条第1項の規定・  
公益法人等への職員  
の派遣等に関する条  
例第2条第1項の規

所属部課所の長への再  
任用の場合を除く。

再任用短時間勤務職員  
の1週間の勤務時間を  
定める場合に限る。

る場合)  
鳥取県……に再任  
用する  
……職……級に  
決定する  
……勤務を命ずる  
  
……を命ずる  
任期は……年……  
…月……日までと  
する  
1週間の勤務時間は  
……時間とする

32～37 略

38 派遣（地方自治法  
第252条の17、外国  
の地方公共団体の機  
関等に派遣される職  
員の処遇等に関する  
条例（昭和63年鳥取  
県条例第3号。以下  
「海外派遣条例」と  
いう。）第2条第1  
項、公益法人等への  
職員の派遣等に関す  
る条例（平成14年鳥  
取県条例第3号。以  
下「公益法人等派遣  
条例」という。）第  
2条第1項の規定に  
より派遣する場合）

地方自治法第252条  
の17の規定（外国の  
地方公共団体の機関  
等に派遣される職員  
の処遇等に関する条  
例第2条第1項の規  
定・公益法人等への  
職員の派遣等に関す  
る条例第2条第1項  
の規定）

所属部課所の長への再  
任用の場合を除く。

再任用短時間勤務職員  
の1週間の勤務時間を  
定める場合に限る。

<p>定)</p> <p>(ア) により……へ……年……月……日まで派遣する 派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の……を支給する（派遣の期間中、給与は支給しない）</p> <p>39～42 略</p> <p>43 昇給（同一の職務の級のうちで号給又は給料月額を上位の号給又は給料月額にする場合） ……職……級……号給を給する</p> <p>44及び45 略</p> <p>46 給与決定（転職（給料表を異にして異動させる場合及び職務の級又は号給に変更がある場合に限る。）又は転任に伴い、給与を決定する場合） ……職……級に決定する ……号給を給する</p> <p><u>第2 一般職の職員（非常勤職員に限る。）の場合</u></p> <p><u>1 任命</u></p> <p>(ア) 非常勤職員（……</p>	<p>(ア) <u>派遣先とする。</u></p> <p>海外派遣条例又は公益法人等派遣条例の規定により派遣する場合に限る。</p> <p>(イ) 支給する割合とする。</p> <p>(ア) <u>職名又は職種名とする。</u></p>	<p>(ア) により……へ……年……月……日まで派遣する 派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の……を支給する（派遣の期間中、給与は支給しない）</p> <p>39～42 略</p> <p>43 昇給（同一の職務の級のうちで号給又は給料月額を上位の号給又は給料月額にする場合） ……職……級……号給を給する。</p> <p>44及び45 略</p> <p>46 給与決定（転職（給料表を異にして異動させる場合及び職務の級又は号給に変更がある場合に限る。）又は転任に伴い、給与を決定する場合） ……職……級に決定する ……号給を給する</p>	<p>(ア) <u>派遣先とする</u></p> <p>海外派遣条例又は公益法人等派遣条例の規定により派遣する場合に限る。</p> <p>(イ) 支給する割合とする。</p> <p>枠外昇給の場合には「……職……級特に……円を給する」とする。</p> <p>枠外の場合には「特に……円を給する」とする。</p>
---	--	---	---

<p>・)に任命する  <u>報酬月額(報酬日額)(報酬額勤務1回につき)(報酬額勤務1時間につき)</u>  <u>……円を給する</u>  <u>……勤務を命ずる</u>  <u>任用期間は……年</u>  <u>……月……日ま</u>  <u>でとし1箇月の勤務</u>  <u>日数は17日以内(1</u>  <u>週間の勤務時間は30</u>  <u>時間以内)とする</u></p> <p>2 辞職  辞職を承認する</p> <p>3 給与改定(給与の額を変更する場合)  <u>報酬月額(報酬日額)(報酬額勤務1回につき)(報酬額勤務1時間につき)</u>  <u>……円を給する</u></p> <p>4 その他  第1の例による</p> <p>第3 略  第4 略  第5 略</p>		<p>第2 略  第3 略  第4 略</p>	
---	--	---------------------------------	--

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。